

資料3	令和6年11月8日
	第32期青少年問題協議会 第6回定例協議会

豊島区社会的養育推進計画

令和7～11年度

(2025～2029年度)

【素案】

令和6年11月

豊島区

目 次

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

- 1 計画策定の目的・背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 計画の理念と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 計画の検討体制と進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 豊島区の状況

- 1 人口等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 児童相談所及び子ども家庭支援センターの状況・・・・・・・・・・ 9
- 3 一時保護の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 里親等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 代替養育を必要とする児童数等の推計・・・・・・・・・・ 14

第3章 基本方針を実現するための取組

- 1 当事者である子どもの権利擁護の推進・・・・・・・・・・ 18
- 2 地域における妊産婦や家庭養育への支援の充実・・・・・・・・ 22
- 3 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組・・ 28
- 4 一時保護児童への支援体制の強化・・・・・・・・・・ 32
- 5 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組・・・・・・・・ 34
- 6 社会的養護経験者等への自立支援の推進・・・・・・・・ 42
- 7 区内における社会的養育充実のための施設のあり方・・・・・・・・ 45
- 8 児童相談所の体制強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

参考資料

- 1 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 2 計画策定に向けたヒアリング、アンケートの実施・・・・・・・・ 60
- 3 年度ごとの実施目標（再掲）・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

本計画における用語の説明・定義

○ 社会的養育

全ての子どもの胎児期から自立までを対象とし、社会全体で子どもの養育に対して責任を持ち、支援することをいいます。

○ 社会的養護

保護者のない子どもや、保護者による養育が困難な子どもを、公的責任で保護、養育するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことをいいます。

《社会的養護の具体例》

- ・ 在宅指導措置
- ・ 里親・施設などへの措置
- ・ 一時保護
- ・ 自立援助ホームや保護者と施設の契約で入所する障害児施設やショートステイ
- ・ 母子生活支援施設への入所

○ 代替養育

社会的養護のうち、保護者から分離された子どもに提供される養育（一時保護を含む）を、特に代替養育と呼びます。

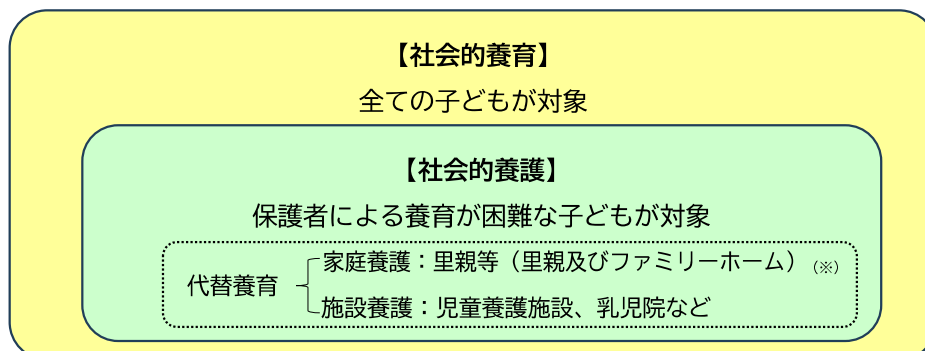
○ 家庭養育優先の原則

家庭における養育の維持を第一に、保護者による養育が困難または適当でない場合は、家庭と同様の環境での養育（里親等による養育）、それが難しい場合は、小規模かつ地域分散化された家庭的環境の施設での養育を行うものです。

○ パーマネンシー保障（永続的解決）

永続的な家族関係を基礎とした、育ちの場を子どもに保障することです。

《社会的養育の概念図》



※養育に関し相当の経験を有する者等が、その家庭に子どもを迎え入れて養育を行うのが家庭養護です。家庭と同様の養育環境のもとで、基本的な生活習慣の確立など、子どもの自主性を尊重しながら、きめ細かな養育を行うことを目的としています。

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

1 計画策定の目的・背景

(1) 目的

- 本計画は、豊島区が、児童相談所を設置する自治体として、社会的養育の推進・充実に向けた基本的な考え方と、今後の取組の方向性を明らかにするために策定するものです。
- 家庭での養育を維持するための支援、パーマネンシー保障を主眼とした代替養育、社会的養護から巣立つ子どもの自立支援までの取組と目標を明らかにした実施計画として、区が関わる子どもの最善の利益の実現を目的とします。

(2) 背景

- 区は、子どもたちが希望をもって今を生き、次代を担っていくことを願い、平成18年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定し、条例の趣旨を踏まえた子ども・若者施策を進めてきました。
- その後、平成28年の児童福祉法改正において、子どもが権利の主体であることや、家庭養育優先の原則が明記されました。また、改正法の理念を具体化するため、平成29年には「新しい社会的養育ビジョン」が公表されました。
- 「新しい社会的養育ビジョン」を具体化するための計画として、都道府県、指定都市や児童相談所設置市（特別区を含む）により、「社会的養育推進計画」（計画期間は令和2年度から令和6年度、令和7年度から令和11年度の2期に区分）が策定されました。
- その後、令和4年の児童福祉法の改正において、子どもに対する家庭及び養育環境の支援強化や、子どもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われました。
- 児童福祉法の改正などを踏まえ、令和6年3月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示されました。この要領では、現行の計画を全面的に見直し、令和6年度末までに必要な資源の整備目標などを明記した新たな計画を策定することとされました。
- 区は、令和5年2月に児童相談所を開設し、「児童相談所設置市」となり、家庭への養育支援から代替養育まで、社会的養育の体制整備に一貫して取り組むこととなりました。

2 計画の理念と基本方針

- 本計画を策定するにあたっての理念と2つの基本方針を定めます。
また、基本方針を実現するための8つの取組を設定し、具体的な施策を着実に推進していきます。
- 社会的養育に関する施策は、児童福祉にとどまらず、保健福祉、障害福祉、貧困対策、教育など、多くの分野との関連性があります。施策の実施にあたっては、分野横断的な連携と支援の枠組み作りを目指します。

【計画の理念】

社会全体で家庭養育を支援するとともに、社会的養護の充実により、子どもの健やかな成長と自立を保障し、置かれた環境に関わらず子どもの最善の利益を守る豊島区の実現

【基本方針】

- (1) 母子保健部門から児童福祉部門までの一貫した支援体制により、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、良好な親子関係の維持と適切な家庭養育をサポートします。
- (2) 社会的養護においては、当事者である子どもの意見や思いを尊重した子どもの権利擁護を第一に、家庭または家庭的環境での養育と個々のニーズに合ったケアを推進しつつ、子どもが長期的に安定したつながりのもとで安心して成長できるよう取組を進めます。

【基本方針を実現するための取組】（第3章で記載）

- 1 当事者である子どもの権利擁護の推進
- 2 地域における妊産婦や家庭養育への支援の充実
- 3 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
- 4 一時保護児童への支援体制の強化
- 5 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組
- 6 社会的養護経験者等への自立支援の推進
- 7 区内における社会的養育充実のための施設のあり方
- 8 児童相談所の体制強化

3 計画の位置付け

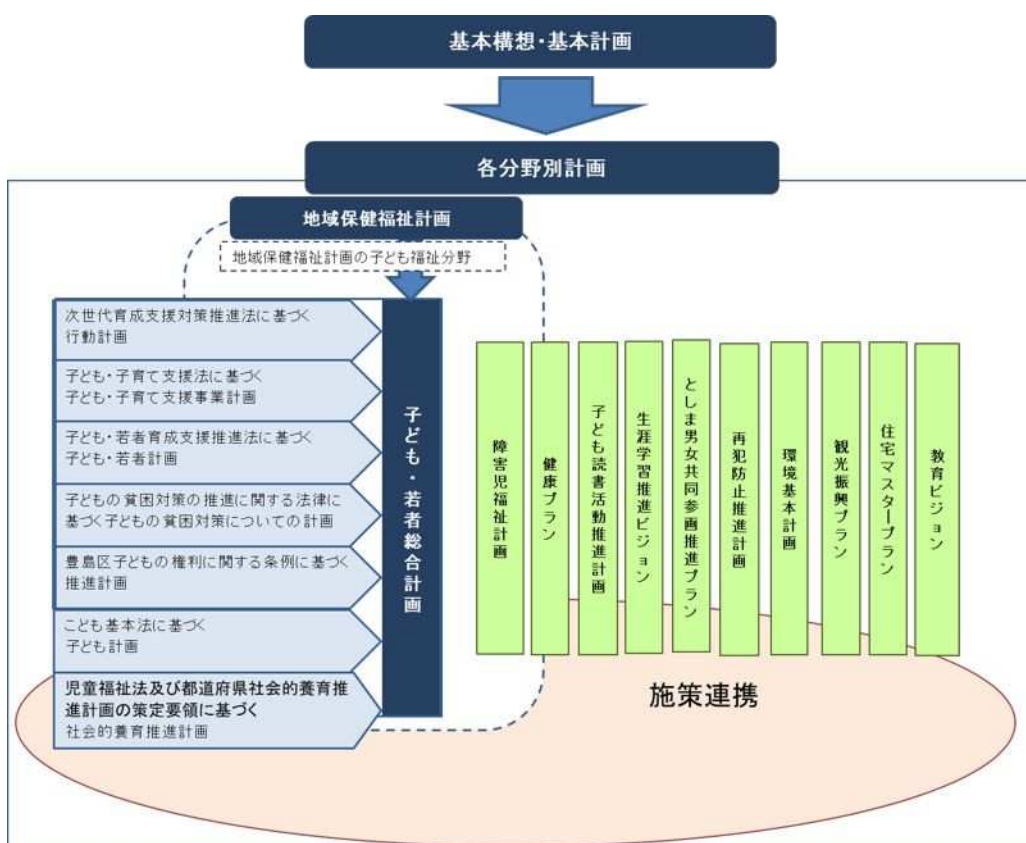
（1）区の計画における位置付け

こども基本法に基づく「こども計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」などを包含する計画である「豊島区子ども・若者総合計画」を構成する計画の一つとして位置付けます。

(2)「東京都社会的養育推進計画」との関係

- 都は、都内全域を対象とした「東京都社会的養育推進計画」を策定しており、区は、令和4年度に児童相談所を設置したため、これまで都の計画に基づき施策を進めてきました。
- 児童相談所を設置する特別区（令和6年度末時点で9区が設置済）及び都の間では、一時保護所や入所施設、里親の相互利用など、広域調整の仕組みを導入しています。そのため、本計画の策定にあたっては、基本的な考え方や数値などについて、都との連携・調整を行い、整合を図っています。

≪計画関係図≫



4 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

5 計画の検討体制と進捗管理

(1) 検討体制と当事者の意見の反映

- 専門的な知見や当事者の経験を踏まえた計画とするため、豊島区児童福祉審議会への諮問を行い、学識経験者や社会的養護経験者及び従事者を委員とする臨時部会において検討いただきました（委員名簿、策定経過は巻末資料に掲載）。

- 広く当事者の意見を計画に反映するため、社会的養護のもとにある子どもや経験者をはじめ、里親・ファミリーホームや施設へのヒアリングやアンケートを行いました(実施内容、計画への反映状況は巻末資料に掲載)。あわせて、計画への反映内容などについてのフィードバックを行いました。

(2) 計画期間における進捗管理

- 本計画において設定する目標・指標については、計画期間内の毎年度、進捗状況を点検・評価を行い、児童福祉審議会に報告します。
- 点検・評価により明らかになった課題については、適宜、児童福祉審議会や当事者の意見を踏まえた見直しを行うなど、適切なPDCAサイクルの運用を行います。
- 今後も複数の特別区において児童相談所の設置が予定されています。また、児童相談所の設置基準の変更(※)もあり、都の児童相談所の再編が検討されており、数年後には都内における社会的養護の体制が大きく変わることが見込まれます。区では、計画期間の中間年(令和9年度)を目安として、進捗状況の点検・評価の結果や、都内における社会的養護の状況変化を踏まえ、必要な場合は計画の見直しを行います。

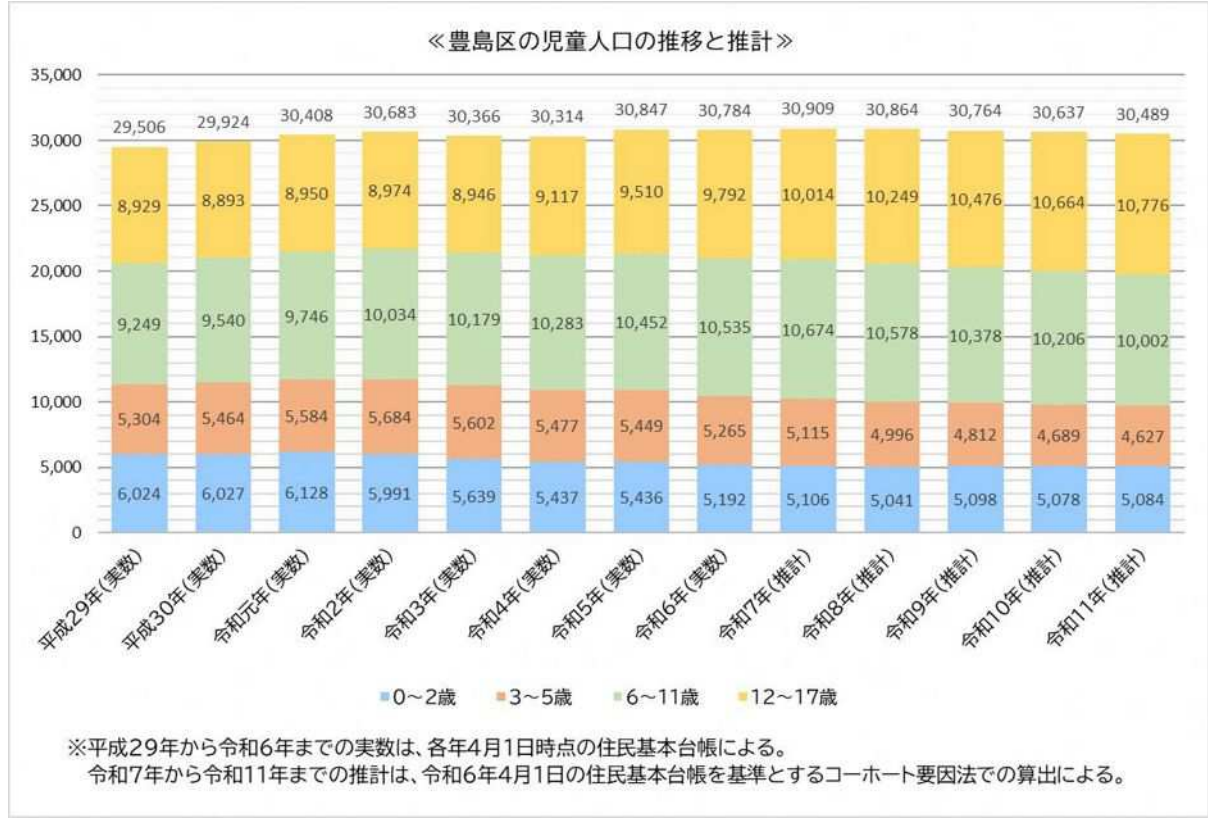
※児童福祉法施行令の改正(令和5年4月1日施行)により、「管轄区域における人口が、基本としておおむね50万人以下であること。」と規定されました。

第2章 豊島区の状況

1 人口等

(1) 児童人口の推移と今後の推計

豊島区における児童人口（0～17歳）は、令和元年に30,000人を超え、コロナ禍においても大幅な減少は見られませんでした。令和7年以降、令和11年までの推計においても、概ね横ばいで推移する見込みです。



(2) 社会的養護のもとで育つ児童数の推移

令和5年3月末日現在、当区の児童相談所が措置をしている児童数は108人です。児童養護施設への入所が最も多く、次いで里親、乳児院と続きます。

	令和4年度			令和5年度											
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
乳児院	10	10	8	7	9	11	9	9	9	11	12	12	12	11	
児童養護施設	44	44	49	48	50	51	52	53	54	54	54	55	58	56	
里親	27	26	27	27	29	28	29	29	27	26	27	27	28	28	
ファミリーホーム	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
障害児入所施設	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
児童自立支援施設	3	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	0	
児童心理治療施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計	98	95	98	96	103	105	104	105	104	105	107	108	112	108	

2 児童相談所及び子ども家庭支援センターの状況

(1) 相談・通告受理状況

- 児童相談所と子ども家庭支援センターの両輪による子どもと家庭への相談支援を進めています。令和5年度の児童相談所での新規相談・通告受理件数は、1,185件で、うち虐待該当件数は741件でした。また、子ども家庭支援センターの令和5年度の新規相談・通告受理件数は600件で、うち虐待該当件数は375件でした。
- 相談・通告の内容により、児童相談所と子ども家庭支援センターが協議を行い、受理機関を決定しています。児童相談所の設置により、子ども家庭支援センターでの新規相談・通告受理件数は減少傾向にあります。
- 区では、児童相談所、母子保健部門及び子ども家庭支援センターで構成する「三機関連携会議」を設置し、毎月の定例会議、共通アセスメントシートによる進行管理を行い、三機関協働による支援（のりしろ型支援）を実施しています。令和5年度末時点で、のりしろ型支援を行っているケースは256件となっています。

①児童相談所での新規相談・通告受理件数の推移

	令和4年度※	令和5年度
新規受理件数	580	1,185
うち、虐待該当件数	302	741
その他件数	278	444

※令和5年2月1日から3月31日まで。東京都から引継いだ件数を含む。

②子ども家庭支援センターでの新規相談・通告受理件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規受理件数	475	588	800	709	600
うち、虐待該当件数	358	491	625	498	375
その他件数	117	97	175	211	225

(2) 家庭支援事業の状況

- 子ども家庭支援センターでは、各種の子育て支援事業を実施し、一般家庭も含めた幅広い相談に対応しつつ、支援の必要な家庭の早期発見・予防支援に努めており、いずれの事業の利用も増加傾向にあります。育児支援ヘルパー事業やショートステイ及びトワイライトステイ事業は、一時保護などからの家庭復帰後の見守り及び再発防止の役割も担っています。
- 子育て訪問相談事業
妊産婦以降の家庭に相談員が訪問し、相談に対応しています。様々な理由で子育て支援施設や事業が利用できない家庭を支援につなげています。

○ 育児支援ヘルパー事業

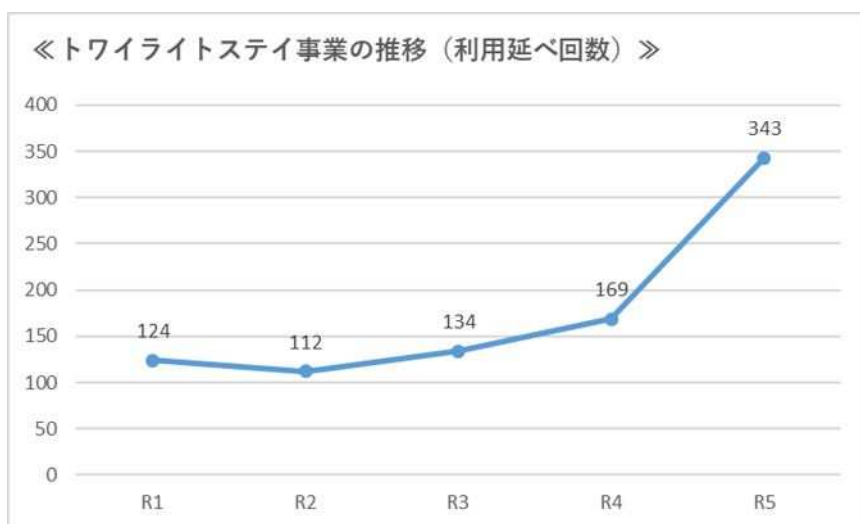
家事育児のサポートを必要とする家庭にヘルパーを派遣しています。事前に子ども家庭支援センターの職員が訪問し、相談と申請手続きの支援を行っています。一般家庭は産前産後の概ね2年の間、ひとり親家庭は小学校卒業までを対象としています。

要支援家庭については、子ども家庭支援センターが利用勧奨を行い、予防支援の一環として活用しています。



○ ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業

保護者の疾病や育児疲れにより、子どもの養育が困難な場合、児童養護施設や協力家庭で宿泊を伴う養育を行います。要支援家庭については、子ども家庭支援センターがサポートプランを作成し、受け入れ施設との連携の上、予防支援の一環として活用しています。



3 一時保護の状況

（１）新規一時保護児童の状況

一時保護における新規入所数は、開所以降一月あたり平均１１人超となっています。

	令和4年度 (令和5年2月以降)	令和5年度	合計
所内保護 (うち他児相受託分)	23 (0)	80 (5)	103 (5)
一時保護委託	19	37	56
合計	42	117	159

(2) 一時保護所入所率、平均保護日数の状況

○ 一時保護所の入所率

一時保護所の入所率は、3ユニット合計で107.0%となっています。

幼児ユニットの入所率は6割超にとどまっていますが、学齢男児は137.7%・学齢女児は121.7%と定員超過となっています。

	総入所日数			入所枠数 ※	入所率
	R4	R5	合計		
幼児	129	917	1,046	1,696	61.7%
学齢(男児)	309	2,027	2,336	1,696	137.7%
学齢(女児)	213	1,851	2,064	1,696	121.7%
合計	651	4,795	5,446	5,088	107.0%

※各ユニットの定員(4名)に日数を乗じたもの

○ 平均保護日数

令和5年度の一時保護所における平均保護日数は57.8日です。10日以内に家庭復帰などにより一時保護所を退所する子どもは3割程度いますが、一方で保護の長期化により、100日を超えて保護されている子どももいる状況です。

(3) 一時保護解除児童数

- 令和6年4月1日時点における一時保護解除児童は134人となっており、新規入所者数の84.2%が解除されています。一時保護解除児童数のうち、施設入所や里親委託となる児童は一時保護解除児童数のうち20.1%でした。

	令和4年度	令和5年度	合計
保護解除数	21	113	134
(措置となった数)	3	24	27

4 里親等の状況

(1) 里親登録家庭数・委託児童数の状況

区における里親登録家庭数は、令和6年3月末日時点で34家庭(うち2家庭は養育家庭と養子縁組里親の二重登録のため、実数は32家庭)です。その内訳は養育家庭22家庭(うち里親移行型ファミリーホーム2家庭、専門養育家庭2家庭)、養子縁組里親12家庭です。親族里親はありません。

また、里親家庭に委託されている子どもは32人です。委託されている子どものうち、区内の

里親家庭で生活をする子どもは1人で、31人は区外の里親宅で生活しています。

		区内の里親					区外の里親					合計
		養育家庭	養子縁組里親	専門養育里親	ファミリーホーム	親族里親	養育家庭	養子縁組里親	専門養育里親	ファミリーホーム	親族里親	
登録家庭数		22	12	2	2	0	—	—	—	—	—	—
施設定員数		—	—	—	12	—	—	—	—	—	—	—
入所措置中 児童数	区の児童	1	0	0	0	0	23	4	0	4	0	32
	区外の児童	6	1	0	4	0	—	—	—	—	—	—
	合計	7	1	0	4	0	23	4	0	4	0	—

(2) 里親・ファミリーホーム委託率の状況

里親・ファミリーホームへの委託率は、代替養育が必要な児童数（乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームに入所している子ども）を里親等委託数（里親及びファミリーホームに委託されている子どもの数）で除して算出します。

区の令和5年度の里親等委託率は32.3%で、年齢別にみると3歳以上就学前の委託率は56.3%となっていますが、3歳未満及び学童期以降は28.6%にとどまっている状況です。

《里親等委託率の算出方法》

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親等委託数}(C+D)}{\text{代替養育が必要な児童数}(A+B+C+D)}$$

《代替養育が必要な児童数》

	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以降	合計
乳児院(A)	10	1	0	11
児童養護施設(B)	0	6	50	56
里親(C)	3	9	16	28
ファミリーホーム(D)	0	0	4	4
合計	13	16	70	99

《里親等委託率》

	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以降	合計
里親等委託率	23.1%	56.3%	28.6%	32.3%

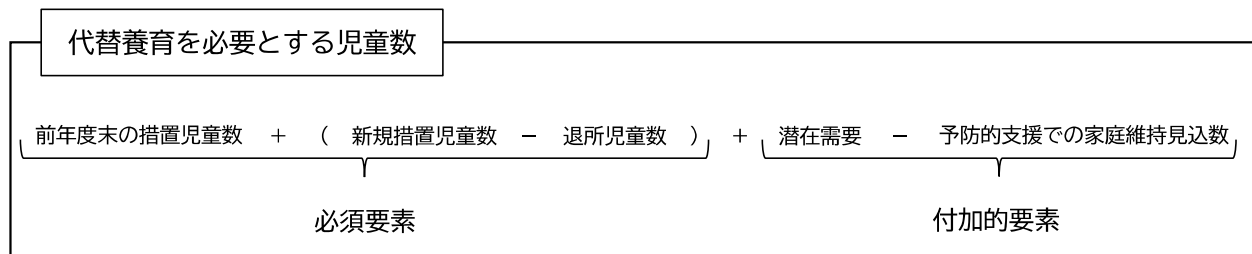
5 代替養育を必要とする児童数等の推計

本推計は仮推計であり、計画策定時までに見直す可能性があります（都の計画との整合調整等のため）

■ 1 代替養育を必要とする児童数について

代替養育を必要とする児童数は、「保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童であって、里親・ファミリーホームに委託し、または児童養護施設等に入所させて養育することが必要である者の数」と定義されます。

この考えに基づき、以下のとおり代替養育を必要とする児童数を算定します。



（１）必須要素（在籍児童数）

	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年	令和９年	令和１０年	令和１１年
児童人口	30,847	30,784	30,909	30,864	30,764	30,637	30,489
相談件数	901	936	978	1,016	1,054	1,093	1,132
新規措置児童数	17	19	20	21	22	23	24
退所児童数	-	20	19	20	20	20	21
在籍児童数	99	98	99	100	102	105	108

○推計方法

- ・ 児 童 人 口：『子ども・若者総合計画』における児童人口推計を基に算出。
- ・ 相 談 件 数：人口に対する相談件数の割合を算出し、都における児童人口に対する相談件数の伸び率 1.041 を乗じた上で、その割合を児童人口に乗じて推計。
- ・ 新規措置児童数：相談件数に対する新規措置児童数の都における割合 0.021 を乗じて推計。
- ・ 退 所 児 童 数：在籍児童数に対する退所児童数の都における割合 0.198 を乗じて推計。
- ・ 在 籍 児 童 数：前年度在籍児童数＋新規措置児童数－退所児童数で推計。

(2) 潜在需要

潜在需要は、在宅指導中の児童のうち、施設・里親等を利用することができなかった児童数を推計し、潜在需要とします。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
相談件数	901	936	978	1,016	1,054	1,093	1,132
在宅指導中の児童数	89	93	97	101	104	108	112
潜在需要							
施設	3	3	3	3	3	3	3
里親	1	1	1	1	1	1	1
計	4	4	4	4	4	4	4

○推計方法

- ・相談件数：(1) 必須要素と同数値。
- ・在宅指導中の児童数：令和5年度の、相談件数に対する在宅指導中の児童数の都における割合 0.099 を相談件数に乗じて推計。
- ・潜在需要：在宅指導中の児童のうち、施設・里親を利用することができなかった児童の都における割合（施設：3.00%、里親：0.69%）を乗じて推計。

(3) 予防的支援での家庭維持見込数

親子再統合支援事業を実施することにより、潜在需要の中から実親家庭の養育を維持することができる数を推計します。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
在宅指導中の児童数	89	93	97	101	104	108	112
親子再統合支援事業の実施件数	-	15	15	16	17	18	19
事業実施による家庭維持見込割合	-	16.1%	15.5%	15.8%	16.3%	16.7%	17.0%
予防的支援による家庭維持見込数	-	1	1	1	1	1	1

○推計方法

- ・在宅指導中の児童数：(2) 潜在需要と同数値。
- ・親子再統合支援事業の実施件数：令和6年度親子再統合支援事業の実施見込件数を推計。
- ・事業実施による家庭維持見込割合：親子再統合支援事業により家庭維持ができる割合を推計。
- ・予防的支援による家庭維持見込数：潜在需要に事業実施による家庭維持見込割合を乗じて推計。

以上より、代替養育を必要とする児童数は以下のとおりです。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
在籍児童数	99	98	99	100	102	105	108
潜在需要数	4	4	4	4	4	4	4
予防的支援による家庭維持見込数	-	1	1	1	1	1	1
代替養育が必要な児童数	-	101	102	103	105	108	111

○年齢区分別推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	101	102	103	105	108	111
3歳未満	13	13	13	13	14	14
3歳以上就学前	16	16	16	17	17	18
学童期以降	72	73	74	75	77	79

■2 里親等委託率及び児童数の推計

(1) 里親等委託児童数及び委託率

代替養育を必要とする児童数の推計を踏まえ、各年度における年齢区分別の里親等への委託児童数及び委託率を推計します。当区の里親等委託率は、令和5年度時点で32.3%となっています。里親委託推進に向けた取組を行うことで着実に委託率を増やし、令和11年度末に38.7%となることを目指します。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	3 23.1%	3 23.1%	4 30.8%	4 30.8%	4 30.8%	5 35.7%	5 35.7%
3歳以上就学前	9 56.3%	10 62.5%	10 62.5%	10 62.5%	11 64.7%	11 64.7%	12 66.7%
学童期以降	20 28.6%	21 29.2%	21 28.8%	23 31.1%	24 32.0%	25 32.5%	26 32.9%
合計	32 32.3%	34 33.7%	35 34.3%	37 35.9%	39 37.1%	41 38.0%	43 38.7%

(2) 必要となる里親数

令和6年2月時点の都における全ての里親等登録家庭のうち、委託中の家庭は約38.5%であったことから、里親等への委託の実現には、約2.59倍の登録家庭が必要となります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
委託児童数	35	37	39	41	43
里親等登録数	91	96	101	106	111

■ 3 施設で養育が必要な児童数の推計

「代替養育を必要とする児童数の推計」結果から、「里親等への委託児童数の推計」結果を差し引き、「施設で養育が必要な児童数」を推計します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	10	9	9	9	9	9
3歳以上就学前	6	6	6	6	6	6
学童期以降	51	52	51	51	52	53
合計	67	67	66	66	67	68

代替養育が必要な児童数は今後も緩やかに増加する見込みです。

引き続き里親等への委託を推進していくために、里親等の登録数を増やし、児童にとって最善の利益を保障する里親等への委託を担保していく必要があります。一方で里親等への委託の結果、不調に終わる児童や児童の状況に合わせたケアを行うために、施設養育の定員数も十分に確保しておく必要があります。